（旧炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（介護料） **第七条**　（略） 2　（略） 3　第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき五万七千百九十円、四万二千八百九十円又は二万八千六百円とする。 4　その月において介護に要する費用として支出された費用の額が、前項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額（その額が、同項の介護の程度に応じ、十万五千二百九十円、七万八千九百七十円又は五万二千六百五十円を超えるときは、それぞれの場合に応じ、十万五千二百九十円、七万八千九百七十円又は五万二千六百五十円）とする。	（介護料） **第七条**　（略） 2　（略） 3　第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき五万七千百十円、四万二千八百三十円又は二万八千五百六十円とする。 4　その月において介護に要する費用として支出された費用の額が、前項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額（その額が、同項の介護の程度に応じ、十万五千百三十円、七万八千八百五十円又は五万二千五百七十円を超えるときは、それぞれの場合に応じ、十万五千百三十円、七万八千八百五十円又は五万二千五百七十円）とする。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（労災保険率等） **第十六条**　船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下この項において「船舶所有者の事業」という。）以外の事業に係る労災保険率は別表第一のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は千分の四十七とし、別表第一に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類の細目は、厚生労働大臣が別に定めて告示する。 2　（略） **別表第1**（第6条、第16条関係） 労災保険率表	（労災保険率等） **第十六条**　船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下この項において「船舶所有者の事業」という。）以外の事業に係る労災保険率は別表第一のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は千分の四十九とし、別表第一に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類の細目は、厚生労働大臣が別に定めて告示する。 2　（略） **別表第1**（第6条、第16条関係） 労災保険率表

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率
（略）		
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の18
（略）		
鉱業	（略）	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の16
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の2.5
	採石業	1000分の49
（略）		

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率
（略）		
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の19
（略）		
鉱業	（略）	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の20
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の3
	採石業	1000分の52
（略）		